

3. 教育需要の動向(人口と進学率等)

0歳～21歳人口の推移(今後5年間)

○第2期計画期間(平成25～29年度)においては、0～21歳人口に急激な減少は見られない。

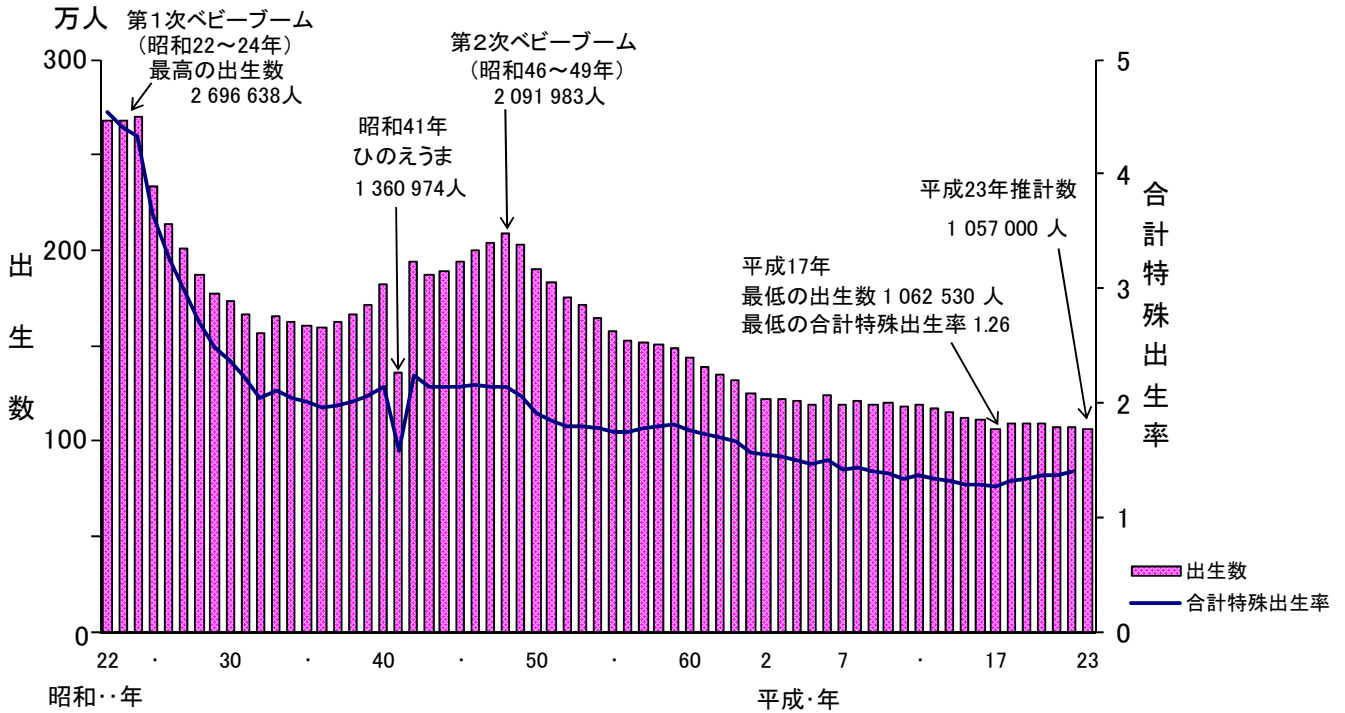
	平成17年		平成24年 【平成17年比】		平成29年 【平成24年比】		
0～2歳	3,264千人	>	3,116千人	【約96%】	>	2,771千人	【約89%】
3～5歳	3,497千人	>	3,185千人	【約91%】	>	2,980千人	【約94%】
6～11歳	7,155千人	>	6,643千人	【約93%】	>	6,299千人	【約95%】
12～14歳	3,605千人	>	3,549千人	【約99%】	>	3,261千人	【約92%】
15～17歳	3,821千人	>	3,595千人	【約94%】	>	3,482千人	【約96%】
18～21歳	5,662千人	>	4,849千人	【約85%】	>	4,781千人	【約99%】
小計	27,004千人	>	24,938千人	【約92%】	>	23,574千人	【約95%】
65歳以上人口	25,672千人	<	30,831千人	【約120%】	<	35,182千人	【約114%】
人口計	127,768千人	>	127,498千人	【横ばい】	>	125,739千人	【約99%】

出典：平成17年人口は総務省「国勢調査」(平成17年)をもとに作成、

平成24年及び平成29年人口は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」(平成24年)から推計

※「全国将来推計人口」は出生中位・死亡中位の統計を使用

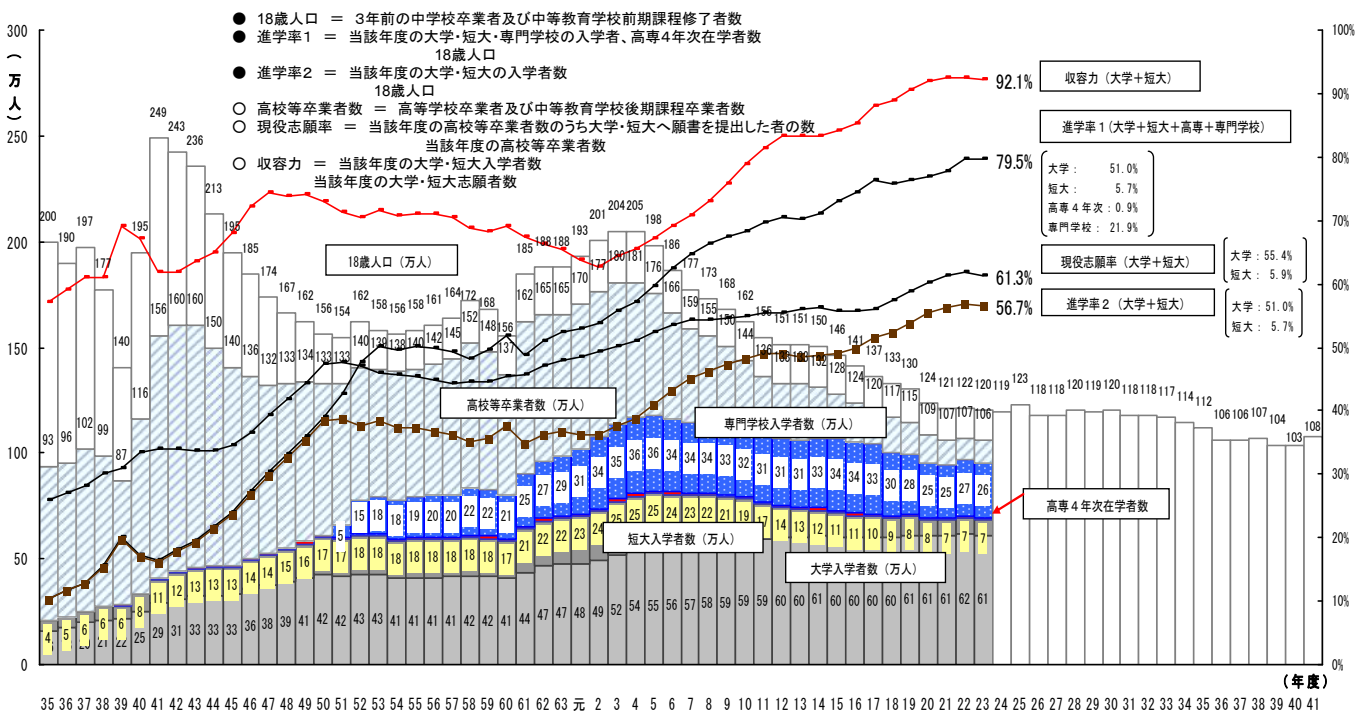
出生数及び合計特殊出生率の推移



注：1) 昭和47年以前は沖縄県を含まない。平成18年までは確定値、平成19年は推計値である。
 2) 合計特殊出生率（期間合計特殊出生率）とは、その年次の15歳から49歳までの女子の年齢別出生率を合計したもので、1人の女子が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子ども数に相当する。
 (出典) 厚生労働省HPより作成

18歳人口と進学率等の推移

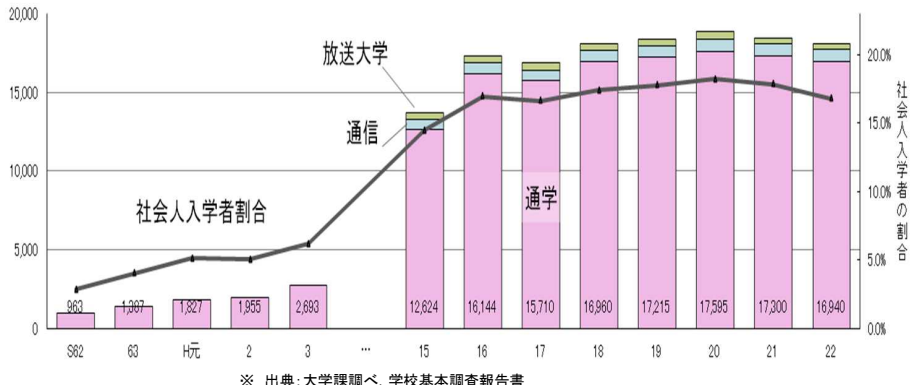
○大学・短期大学への進学率は上昇し、平成17年度には50%を超え、現在56.8%。
 ○大学・短期大学・高専・専門学校への進学率についても上昇し、現在79.7%。



社会人入学者の推移等

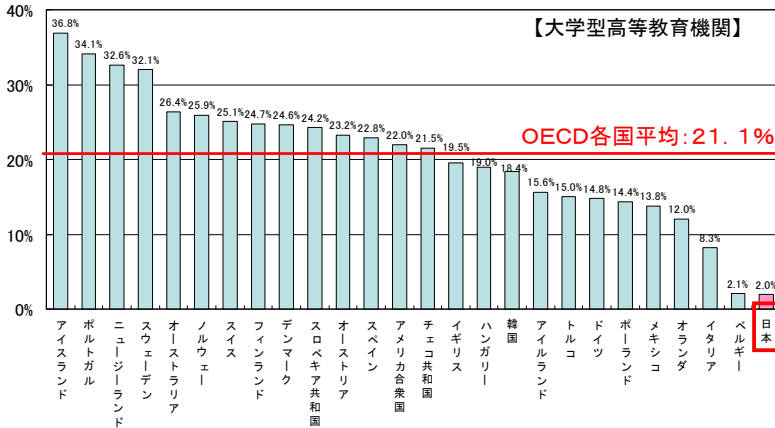
○社会人入学者数の推移(大学院)

○社会人の大学院への入学者数は、1万8千人を超える。
 ○他国との文化的・制度的背景の違いはあるものの、日本の25歳以上の大学等への入学者割合は、国際的に最低水準。



※ 出典：大学課調べ、学校基本調査報告書
 ※ 通信及び放送大学の社会人入学者は推計である(「学校基本調査報告書(高等教育機関編)」をもとに、通信制学生のうち職についている学生の割合から按分)。

○25歳以上の大学型高等教育機関入学者の割合

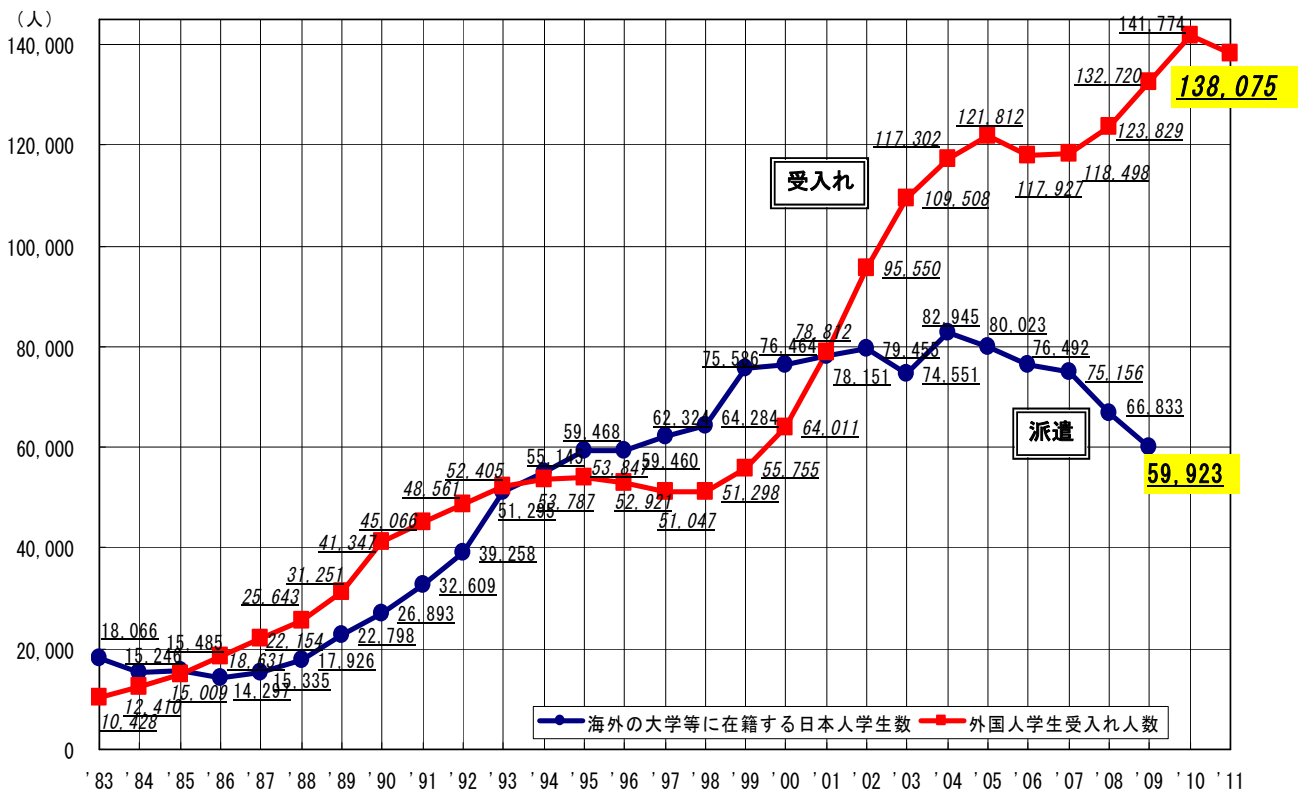


(注)「学び直しのために大卒者が再度大学に入学する場合」のみならず「高卒者が一定期間を経て25歳以上に進学する場合」も含まれる。
 このため、大学進学前の就学経験に関する価値観や兵役義務などの文化的・制度的背景から相当程度影響を受けることに留意が必要。

出典：OECD教育データベース(2009年)。ただし、日本の数値については、「学校基本調査」及び文部科学省調べによる社会人入学者数。

学生交流の推移

○ 外国人留学生の受入れ数は、概ね増加傾向。2011年は、震災の影響もあり、減少。
 ○ 海外留学する日本人学生数は、2004年の8.3万人をピークに減少傾向にあり、2009年は6.0万人。



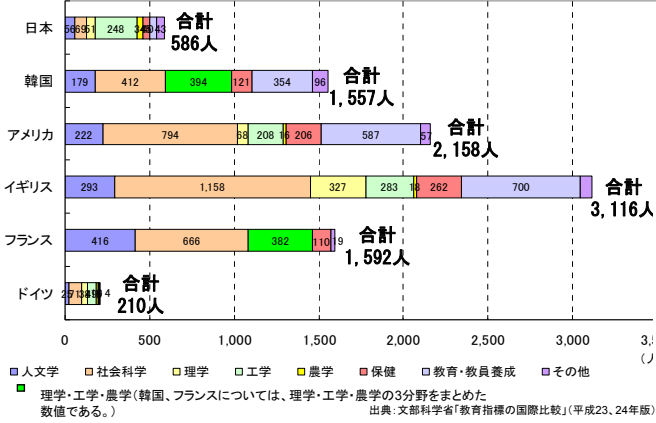
【注】 受入れ(各年5月1日現在)：文部科学省、日本学生支援機構調べ 派遣：OECD、IIE、ユネスコ文化統計年鑑等調べ

修士号、博士号取得者数

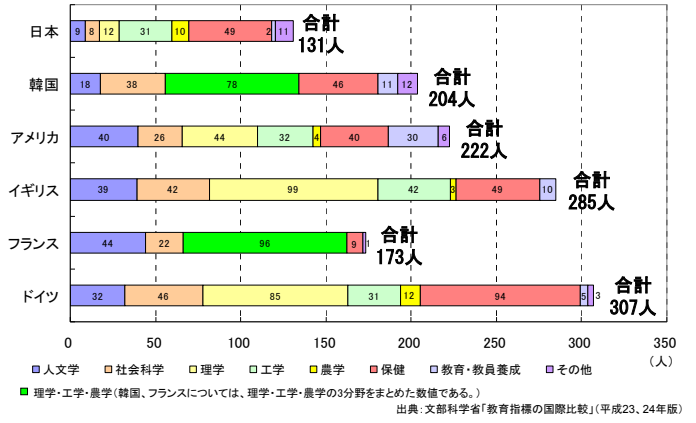
○我が国の人口100万人当たりの修士号取得者は約600人(英国の19%、米国の27%)。

○我が国の人口100万人当たりの博士号取得者は約130人(英国の45%、米国の59%)。

主要国における人口100万人当たりの専攻分野別修士号取得者(2008年)

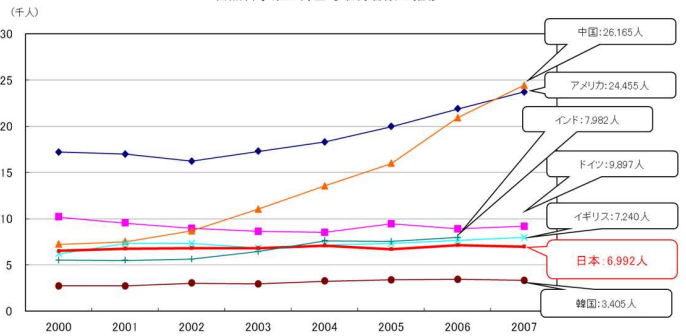


主要国における人口100万人当たりの専攻分野別博士号取得者(2008年)



○我が国の自然科学系の博士号取得者は、約7千人
一方、中国及びアメリカでは自然科学系の博士号
取得者がこの5年間で大きく増加。

自然科学系の博士号取得者数の推移



出典：NSF Science and Engineering Indicators 2012より作成

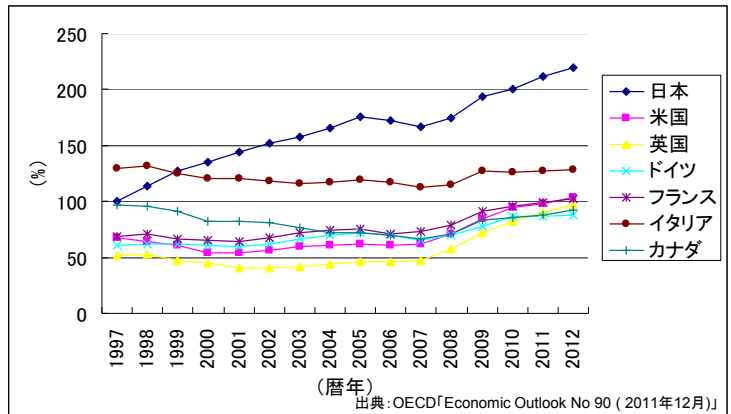
4. 我が国の財政構造等

我が国の公債残高

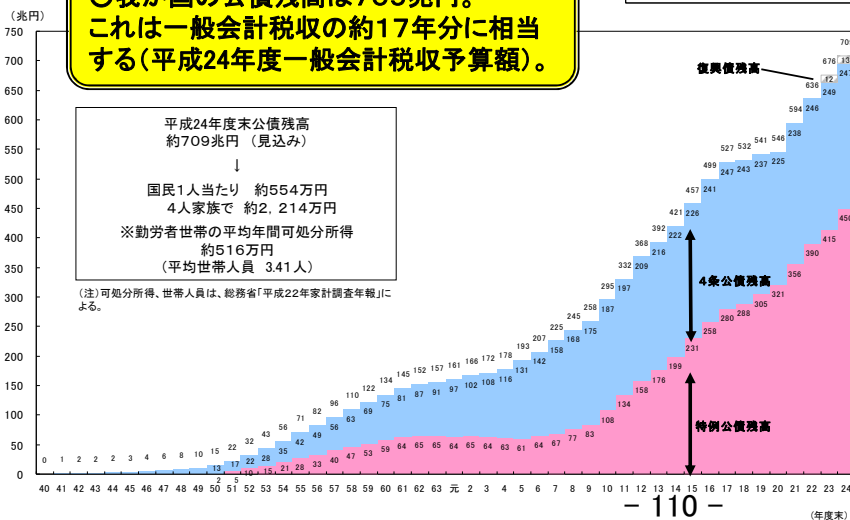
○我が国政府債務残高は上昇し続けており、主要先進国の中でも大きい。

○政府債務残高の対GDPの国際比較(2009年)

日本 : 219.1%
 フランス : 102.4%
 アメリカ : 103.6%
 イギリス : 97.2
 ドイツ : 87.3%



○我が国の公債残高は709兆円。これは一般会計収税の約17年分に相当する(平成24年度一般会計収税予算額)。

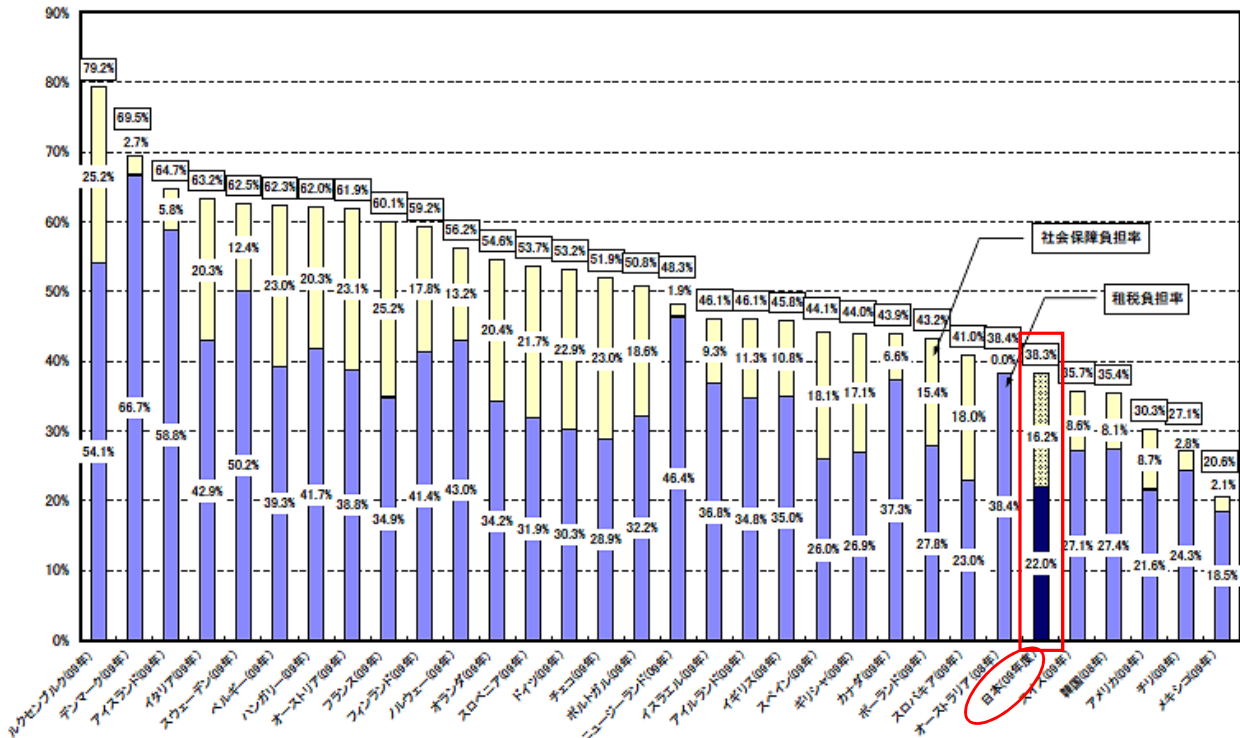


(注1) 公債残高は各年度の3月末現在額。ただし、平成23年度末は4次補正後予算に基づく見込み、平成24年度末は政府案に基づく見込み
 (注2) 特例公債残高は、国鉄長期債務、国有林野累積債務等の一般会計承継による借換国債を含む。
 (注3) 平成23年度及び平成24年度の公債残高は、東日本大震災からの復興のために平成23年度～平成27年度まで実施する施策に必要な財源について、復興特別税の収入等を活用して確保することとし、これらの財源が入るまでの間のつなぎとして発行した復興債を含む(平成23年度末:11.6兆円、平成24年度末:12.7兆円)。
 (注4) 平成24年度末の翌年度借換のための前倒借換限度額を除いた見込額は697兆円程度。

出典: 財務省HP

国民負担率の国際比較(対所得費)

○日本の国民負担率は、現状としては国際的には高くない。

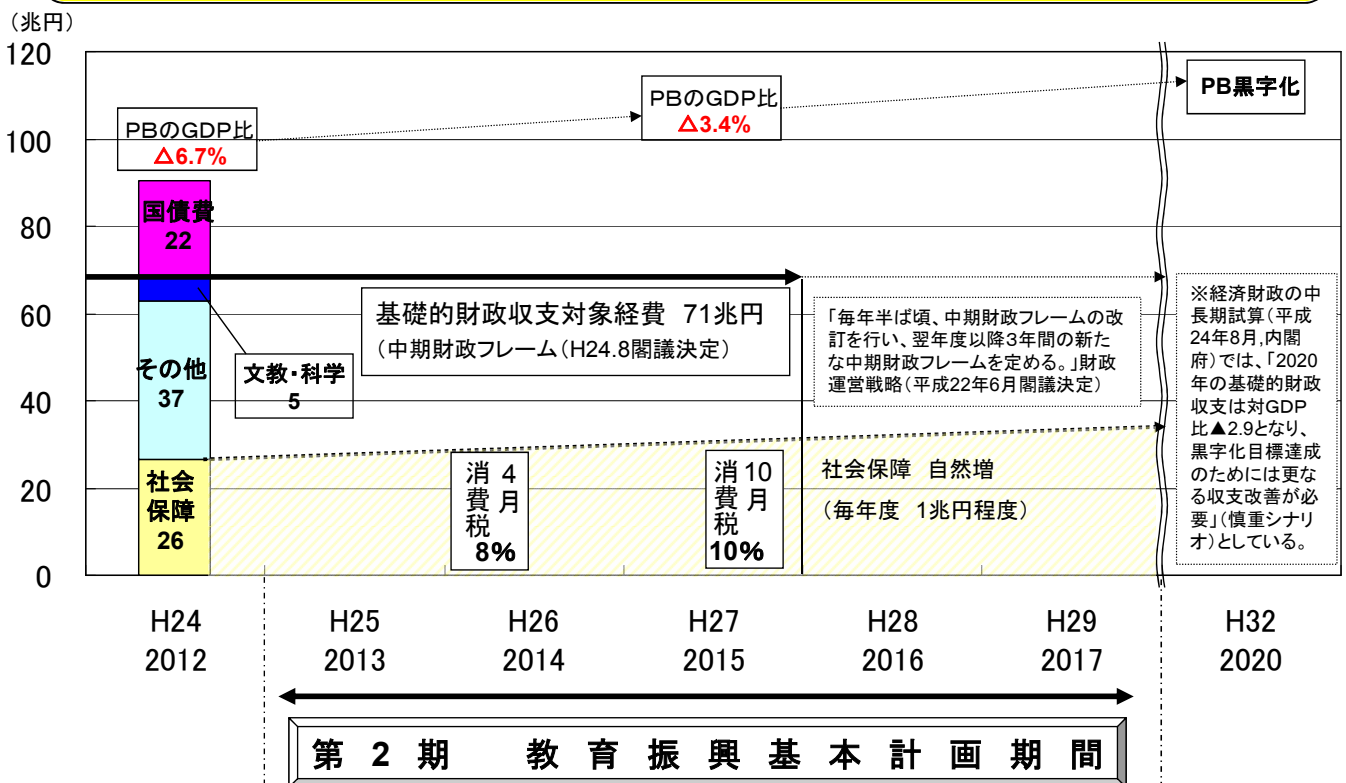


※日本においては、消費税増税の実施により、国民負担率が数ポイント上昇することが見込まれる。

(出典) 日本:内閣府「国民経済計算」等、諸外国:OECD「Revenue Statistics 1965-2010」及び同「National Accounts 2003-2010」。

我が国の財政の見通し

○「財政運営戦略」(平成22年6月22日閣議決定)では、基礎的財政収支(プライマリーバランス(PB))について、①遅くとも2015年度までにその赤字の対GDP比を2010年度の水準から半減、②遅くとも2020年度までに黒字化、することを目標としている。



23 文科生第 171 号

中 央 教 育 審 議 会

次に掲げる事項について、別紙理由を添えて諮問します。

第 2 期教育振興基本計画の策定について

平成 23 年 6 月 6 日

文 部 科 学 大 臣 高 木 義 明

(理由)

戦後約60年ぶりに改正された教育基本法の基本理念を踏まえ、平成20年7月に教育振興基本計画を策定してから、既に3年の歳月が経過した。現行計画は、知識基盤社会の進展や国内外における競争など社会が大きく変化する中で、21世紀において我が国が明るく豊かな未来を切り拓いていくため、平成20年度から24年度までの5年間にわたり、社会の存立基盤である教育の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するものである。

これまで、本計画に基づき学習指導要領の着実な実施や大学の教育・研究の充実など各種の取組が進められ、さらに、教育費負担軽減のための方策や教職員の質・量の充実など様々な施策が展開されている。一方、確実かつ急速に進行する社会の変化に対応するため、教育政策は不断の見直しが求められており、各施策の所期の目的が達成されているかどうかを十分に評価した上で今後の改善に繋げ、さらに新たな施策を実施する必要がある。

社会の変化として、例えば、社会保障給付の対象となる高齢者が増大する一方で生産年齢人口は減少し続けるなど、少子高齢化の急激な進行は、持続可能な社会を実現するための社会システム構築の必要性を一層高めている。

また、グローバル化の進展に伴う国際競争の激化や地球環境問題、食料・エネルギー問題は、単なる経済規模の拡大、物質的な豊かさの追求という視点に真正面から疑問を投げかけている。そこで、新たな社会的価値・経済的価値を生むイノベーションを創出し、国際的な労働市場で活躍できる人材の育成や多様な価値観を受容し、共生できる環境の醸成が求められる。

同時に、終身雇用を前提とした雇用慣行や産業構造の変化、厳しい経済状況により、経済的格差の増大やその固定化が懸念されるところであり、一人一人の多様な個性・能力の伸長や社会生活における機会均等が求められる。

さらに、都市化や家族形態の変容、価値観やライフスタイルの多様化などにより、地域社会等のつながりが低下していることが指摘されるが、その一方、情報通信技術の進展も相まって、NPO活動やボランティア活動などを通じた社会貢献・新たなコミュニケーションをもたらすことも期待される。時代の変化に対応して、コミュニティを再構築することは大きな課題であり、個人が自立的に社会に参画し相互に支えあうことができる環境づくりが求められる。

このような様々な状況変化は相互に関連しており、課題解決は一朝一夕ではないが、解決への糸口となるのは、人の知恵、文化、コミュニケーションなど、いわゆる「ソフトパワー」にはほかならないと考えられる。すなわち、社会がどのように変化しようとも、自ら考え行動し他者と協働しつつ新たな価値を生み出す、真の「生きる力」の育成が社会の構成員一人一人に、また社会全体において求められる。教育はその力を形成する基本的な営みであることは言を俟たない。

折しも、東日本大震災が平成23年3月11日に発生した。この未曾有の震災は、現代文明、社会経済システムの在り方や人生観・価値観などに大きな問いを投げかけるものであり、衝撃をもたらすものであったが、これまでも幾多の国難を、知恵の力、人の力、そして絆の力によって我が国は乗り越えてきている。実際に、被災地においては、老若男女、地域内外の出身を問わず多くの人々がボランティアとして避難所運営を担い、あるいはがれき撤去などに従事している。さらには、多大な義援金が寄せられるなど、一人一人が結集した社会全体の絆こそが我が国の強みであることをあらためて実感させられるものとなった。

また、本震災は、被災地域だけの問題ではなく、今を生きる我々全てが自らのこととして共有すべき課題であり、被災地域の復興無くして我が国の発展は無いことを肝に銘ずべきである。

今後、被災地域の復旧・復興、ひいては我が国全体の発展を考える上では、次代を担う子どもや若者が、希望を持って、未来に向かって前進していけるような環境を整備していくこと、すなわち持続可能な社会の構築に向けた「未来への投資」が何よりも重要であると考えられる。

以上のことを踏まえつつ、第2期の教育振興基本計画の策定に向けては、特に、以下の事項を中心にご審議をお願いしたい。

第一に、第1期基本計画策定後の社会情勢の変化や施策の実施状況、さらには今般の震災が社会全体に与える影響などについて検証・評価し、それを踏まえ、生涯学習社会の実現を目指し、家庭、地域の教育力の向上や初等中等教育から高等教育に至る学校教育の充実など教育振興のための基本的な方針及び諸方策を明らかにしていきたい。

その検討に当たっては、上記のような社会情勢等の変化を踏まえ、特に以下の点が重要であると考えられることにご留意いただきたい。

- ① 少子高齢化や情報化の進展、産業構造・雇用の変化、経済的格差の増大・固定化、価値観の多様化等に伴い、生涯を通じて学習の機会を確保するための方策や、全ての大人・子どもが自立し共に生きるための知識や能力などを身につけることが一層必要となってきたこと
- ② 地域社会、家族形態の変容等に対応しつつ、社会の絆を再構築することにより、社会全体の教育力の向上を図り、一人一人が主体的に社会に参画し相互に支え合いながら諸課題を解決することができる基盤づくりが求められていること
- ③ グローバル化の進展等に伴い、新たな社会的・経済的価値をもたらすイノベーションの創出に資する人材として、国際的視野を持ち、先見性や創造性に富む人材、各分野での指導力を有する人材を育成するための方策が求められていること

第二に、教育振興基本計画を効果的かつ着実に実施する観点からは、各方策の進捗状況及び具体的な成果を点検し、その結果を新たな取組に反映させていくことが不可欠であることから、具体的な成果目標の在り方とともに、教育の質の向上、教育環境の整備、教育行政体制の充実その他の諸方策のご議論をお願いしたい。

以上の点について、自由闊達なご議論を通じ、未来に向けた骨太の方針をご提示いただきたい。これが今回の諮問を行う理由である。

第2期教育振興基本計画に関するパブリックコメント（結果概要） （募集期間：平成24年9月3日～10月2日）

【1. 集計結果】

（1）総意見数

合計：799件

※この他、募集期間終了後に9件の意見。

※1人から複数の意見提出があった場合は、それぞれ別個にカウント。

（2）テーマ別集計

テーマ	意見数
1. 社会を生き抜く力の養成について	471件
2. 未来への飛躍を実現する人材の養成について	23件
3. 学びのセーフティネットの構築について	72件
4. 絆づくりと活力あるコミュニティの形成について	19件
5. 4つの基本的方向性を支える環境整備について	176件
6. 東日本大震災からの復旧・復興支援について	12件
7. その他（計画全体への意見を含む）	129件

※提出意見中に、複数の意見が並列して記載されている場合は分けてカウントしているため、合計は総意見数と異なる。

【2. 意見概要（例）】

1. 社会を生き抜く力の養成について

- 「創造・自立・協働」を掲げ、生涯学習社会の実現をめざしていることに共感。
- 教員の専門性・力量の向上は、「次代を担う人材の育成」を目的とする教員にとって非常に重要。
- 学習指導要領の弾力化を進めるべき。

2. 未来への飛躍を実現する人材の養成について

- 外国語教育の強化について、具体的にどのように英語力を強化していくかが重要。
- 高い英語能力を身につけた英語教員を養成するためにも留学を必修とし、英語教員を目指す人を国が支援することが必要。

3. 学びのセーフティネットの構築について

- 子どもが安心して学べるために、就学援助の拡充、給付型奨学金の創設が必要。
- 老朽校舎、体育館等の改築・改修を含めた安全対策を計画的に進めたり、各学校の意見を尊重した防災計画の策定や帰宅困難者対策としての各学校の備蓄等が必要。

4. 絆づくりと活力あるコミュニティの形成について

- 学校だけではできないことがあったり、登下校の際、子どもたちに危険が及ぶことがあったりするので、地域の力は大きい必要。地域の温かい目で、学校を補ってほしい。

5. 4つの基本的方向性を支える環境整備について

- 「学校のことは学校自身が地域住民や保護者の意向を踏まえて決定する」という改革は重要。
- 教職員の定数改善について、国として財政措置が伴った年次計画を策定して推進すべき。

6. 東日本大震災からの復旧・復興支援について

- 東日本大震災で救助・救援活動に携わった人々、また、被災地の復旧・復興を担っている人々の「職業的な使命感」を目の当たりにし、高い志を持った児童生徒・学生に対し、未来志向の復興や社会づくりを担う人材として育成していくための教育が必要。

7. その他

- 現場にとってわかりやすく、意思疎通がしやすいものを作っていくことが課題。

など

ヒアリング等実施状況について

関係団体 (第6・14・15・16・21・22回計画部会においてヒアリングを実施)

【学校関係団体】

一般社団法人国立大学協会、一般社団法人公立大学協会、全国公立短期大学協会、全国専修学校各種学校総連合会、全日本私立幼稚園連合会、日本私立小学校連合会、日本私立中学高等学校連合会、日本私立大学団体連合、日本私立短期大学協会、日本私立高等専門学校協会、独立行政法人国立高等専門学校機構、全国公立学校施設整備期成会（鳥取県公立学校施設整備期成会）、社団法人全国幼児教育研究協会、公益財団法人全国高等学校定時制通信制教育振興会、私立特別支援学校連合会、全国特別支援教育推進連盟、インターナショナルスクール協議会（関西学院大阪インターナショナルスクール）、日本教育大学協会、日本教職大学院協会

【教育委員会関係団体】

全国都道府県教育委員長協議会・全国都道府県教育長協議会、全国市町村教育委員会連合会、指定都市教育委員・教育長協議会、中核市教育長会、全国都市教育長協議会（文京区教育委員会）、全国町村教育長会

【校長会】

全国国立幼稚園長会、全国連合小学校長会、全日本中学校長会、全国高等学校長協会、専門高校8学科連合連絡協議会、全国特別支援学校長会、全国特別支援学級設置学校長協会

【教職員関係団体】

日本教職員組合、全日本教職員組合、全日本教職員連盟、日本高等学校教職員組合、日本私立大学教職員組合連合、全国教育管理職員団体協議会、全国大学高専教職員組合、全国公立小中学校事務職員研究会

【学校体育・健康教育関係団体】

公益社団法人全国学校栄養士協議会、全国養護教諭連絡協議会

【社会教育関係団体】

社団法人日本PTA全国協議会、全国高等学校PTA連合会、全国公民館連合会、財団法人日本博物館協会、社団法人日本図書館協会、一般社団法人全国社会教育委員連合、一般社団法人日本教育工学振興会、日本青年団協議会、日本都市青年会議

【文化関係団体】

社団法人日本芸能実演家団体協議会、全国公立文化施設協会

【経済団体等】

社団法人日本経済団体連合会、日本商工会議所、公益社団法人経済同友会、全国中小企業団体中央会、公益社団法人日本青年会議所、日本労働組合総連合会

【地方公共団体】

全国知事会、提言・実践首長会、全国生涯学習市町村協議会

【NPO法人】

NPO法人「育て上げ」ネット、NPO法人NEW VERY、NPO法人ブレン・ヒューマニティ

※下線の団体は、教育振興基本計画部会で対面ヒアリングを行った団体
下線のない団体は書面意見提出団体

有識者 (第10・11回計画部会においてヒアリングを実施)

山野 則子 氏	(大阪府立大学人間社会学部社会福祉学科教授)
柳沢 和雄 氏	(筑波大学人間総合科学研究科教授)
青山 彰 氏	(全国高等学校長協会会長、東京都立国際高等学校校長)
加藤 嘉一 氏	(英フィナンシャルタイムズ [®] 中国版コラムニスト、北京大学研究員、 慶應義塾大学SFC研究所上席所員、香港フェニックステレビコメンテーター)
金子 元久 氏	(国立大学財務経営センター教授・研究部長、 中央教育審議会教育振興基本計画部会委員)
耳塚 寛明 氏	(お茶の水女子大学理事・副学長)
岩本 悠 氏	(海士町 高校魅力化プロデューサー)
牧野 篤 氏	(東京大学大学院教育研究科教授)
黒川 清 氏	(東京大学名誉教授、政策研究大学院大学アカデミックフェロー)
船橋 力 氏	(株式会社ウィル・シード代表取締役社長、 世界経済フォーラムYoung Global Leader2009メンバー)

※肩書はヒアリング実施時点(平成23年10月)

被災大学・教育委員会等 (第5・6回計画部会においてヒアリングを実施)

【大学等】

東北大学、岩手大学、宮城教育大学、福島大学、国立仙台高等専門学校

【教育委員会】

岩手県教育委員会、宮城県教育委員会、福島県教育委員会

(書面意見提出(市町村))

岩手県：久慈市、遠野市、奥州市、釜石市、住田市、大槌町、山田町、田野畑村

宮城県：仙台市、石巻市、塩竈市、気仙沼市、白石市、名取市、角田市、多賀城市、
岩沼市、登米市、栗原市、東松島市、蔵王町、七ヶ宿町、村田町、柴田町、
川崎町、亘理町、山元町、松島町、七ヶ浜町、大和町、大郷町、富谷町、
大衡村、色麻町、涌谷町、美里町、女川町、南三陸町

福島県：いわき市、伊達市、喜多方市、郡山市、大熊町、磐梯町、飯舘村

第7期中央教育審議会委員

平成25年2月15日発令
(50音順)

会長	三村 明夫	新日鐵住金株式会社取締役相談役
副会長	安西祐一郎	独立行政法人日本学術振興会理事長
副会長	小川 正人	放送大学教養学部教授、東京大学名誉教授
	相原 康伸	日本労働組合総連合会副会長、全日本自動車産業労働組合 総連合会会長
	明石 要一	千葉県教育委員会委員、千葉大学名誉教授
	五十嵐俊子	日野市立平山小学校長
	生重 幸恵	特定非営利活動法人スクール・アドバンス・ネットワーク理事長、一般社 団法人キャリア教育コーディネーターネットワーク協議会代表理事
	浦野 光人	株式会社エチエ代表取締役会長、公益社団法人経済同友会幹事、 公益財団法人産業教育振興中央会理事長
	衛藤 隆	社会福祉法人恩賜財団母子愛育会日本子ども家庭総合研究所 所長、東京大学名誉教授
	大島 まり	東京大学大学院情報学環教授、東京大学生産技術研究所教授
	小原 芳明	玉川大学長
	帯野久美子	株式会社インターアクト・ジャパン代表取締役
	河田 悌一	日本私立学校振興・共済事業団理事長
	菊川 律子	九州大学理事
	北城恪太郎	日本アイ・ビー・エム株式会社相談役、公益社団法人経済同友会 終身幹事、学校法人国際基督教大学理事長
	櫻井よしこ	ジャーナリスト、公益財団法人国家基本問題研究所理事長
	篠原 文也	政治解説者、ジャーナリスト
	白石 勝也	愛媛県松前町長
	高橋 香代	くらしき作陽大学子ども教育学部長、岡山県教育委員会委員
	武田 岳彦	社団法人日本PTA全国協議会会長
	田邊 陽子	日本大学法学部准教授
	長尾ひろみ	広島女学院大学長
	橋本 昌	茨城県知事
	橋本 都	青森県教育委員会教育長
	濱田 純一	東京大学総長
	早川三根夫	岐阜市教育委員会教育長
	平尾 誠二	神戸製鋼ラグビー部セネラルマネージャー兼総監督、特定非営利活動法 人スポーツ・コミュニティ・アント・インテリジェンス機構理事長
	無藤 隆	白梅学園大学子ども学部教授兼子ども学研究科長
	森 民夫	長岡市長
	吉田 晋	学校法人富士見丘学園理事長、富士見丘中学高等学校校長、 日本私立中学高等学校連合会会長

(30名)

第6期中央教育審議会委員

平成23年2月1日発令
(50音順)

会長	三村 明夫	新日鐵住金株式会社取締役相談役
副会長	安西祐一郎	独立行政法人日本学術振興会理事長
副会長	小川 正人	放送大学教養学部教授、東京大学名誉教授
	相川 敬	社団法人日本PTA全国協議会顧問
	安彦 忠彦	神奈川大学 特別招聘教授
	五十嵐俊子	日野市立平山小学校長
	生重 幸恵	特定非営利活動法人スクール・アドバンス・ネットワーク理事長、一般社団法人キャリア教育コーディネーターネットワーク協議会代表理事
	浦野 光人	株式会社エチバ代表取締役会長、公益社団法人経済同友会幹事、財団法人産業教育振興中央会理事長
	衛藤 隆	社会福祉法人恩賜財団母子愛育会日本子ども家庭総合研究所所長、東京大学名誉教授
	大日向雅美	恵泉女学園大学大学院平和学研究科教授
	岡島 成行	大妻女子大学家政学部教授、公益社団法人日本環境教育フォーラム理事長
	奥野 史子	京都市教育委員、スポーツコメンテーター
	貝ノ瀬 滋	三鷹市教育委員会委員長
	加藤 友康	情報産業労働組合連合会 中央執行委員長
	金子 元久	筑波大学 大学研究センター 教授
	北城恪太郎	日本アイ・ビー・エム株式会社相談役、公益社団法人経済同友会終身幹事、学校法人国際基督教大学理事長
	國井 秀子	リコーITソリューションズ株式会社取締役会長執行役員
	篠原 文也	政治解説者、ジャーナリスト
	田村 哲夫	学校法人渋谷教育学園理事長、渋谷教育学園幕張中学校・高等学校校長
	寺島光一郎	北海道乙部町長
	長尾ひろみ	広島女学院大学長
	橋本 昌	茨城県知事 (H25. 1. 18から)
	(石井 正弘	岡山県知事 H25. 1. 17まで)
	橋本 都	青森県教育委員会教育長
	濱田 純一	東京大学総長
	菱沼 典子	聖路加看護大学教授、看護学部長兼研究科長
	平尾 誠二	神戸製鋼ラグビー部ゼネラルマネージャー兼総監督、特定非営利活動法人スポーツ・コミュニティ・アント・インテリジェンス機構理事長
	宮崎 緑	千葉商科大学教授、政策情報学部長
	無藤 隆	白梅学園大学子ども学部教授兼子ども学研究科長
	村松 泰子	東京学芸大学長
	森 民夫	長岡市長

(30名)

橋本昌委員の発令は平成25年1月18日

第7期中央教育審議会教育振興基本計画部会委員

平成25年4月1日現在

(50音順 敬称略)

委員 9名

部会長	三村 明夫	新日鐵住金株式会社取締役相談役
副部会長	安西 祐一郎	独立行政法人日本学術振興会理事長
副部会長	小川 正人	放送大学教養学部教授、東京大学名誉教授
	衛藤 隆	社会福祉法人恩賜財団母子愛育会日本子ども家庭総合研究所所長、東京大学名誉教授
	篠原 文也	政治解説者、ジャーナリスト
	白石 勝也	愛媛県松前町長
	橋本 昌	茨城県知事
	濱田 純一	東京大学総長
	森 民夫	長岡市長

臨時委員 15名

	相川 敬	社団法人日本PTA全国協議会顧問
	安倍 徹	静岡県教育委員会教育長
	家本 賢太郎	株式会社クララオンライン代表取締役社長
	大日向 雅美	恵泉女学園大学大学院平和学研究科教授
	岡島 成行	大妻女子大学家政学部教授、公益社団法人日本環境教育フォーラム理事長
	金子 元久	筑波大学 大学研究センター 教授
	木村 孟	東京都教育委員会委員長、東京工業大学名誉教授
	國井 秀子	芝浦工業大学大学院工学マネジメント研究科教授
	白波瀬 佐和子	東京大学大学院人文社会系研究科教授
	竹原 和泉	横浜市立東山田中学校コミュニティハウス館長
	田村 哲夫	学校法人渋谷教育学園理事長、渋谷教育学園幕張中学校・高等学校長
	中橋 恵美子	特定非営利活動法人わははネット理事長
	丸山 伸一	報知新聞東京本社 取締役編集局長
	三町 章	全日本中学校長会会長
	宮本 太郎	中央大学法学部教授

第6期中央教育審議会教育振興基本計画部会委員

平成25年1月18日現在
(50音順 敬称略)

委員 15名

部会長	三村 明夫	新日鐵住金株式会社取締役相談役
副部会長	安西 祐一郎	独立行政法人日本学術振興会理事長
副部会長	小川 正人	放送大学教養学部教授、東京大学名誉教授
	相川 敬	社団法人日本PTA全国協議会顧問
	衛藤 隆	社会福祉法人恩賜財団母子愛育会日本子ども家庭総合研究所所長、東京大学名誉教授
	大日向 雅美	恵泉女学園大学大学院平和学研究科教授
	岡島 成行	大妻女子大学家政学部教授、公益社団法人日本環境教育フォーラム理事長
	金子 元久	筑波大学 大学研究センター 教授
	國井 秀子	リコーITソリューションズ株式会社取締役会長 執行役員
	篠原文也	政治解説者、ジャーナリスト
	田村 哲夫	学校法人渋谷教育学園理事長、渋谷教育学園幕張中学校・高等学校長
	寺島 光一郎	北海道乙部町長
	橋本 昌	茨城県知事 (H25. 1. 18から)
	(石井 正弘	岡山県知事 H25. 1. 17まで)
	濱田 純一	東京大学総長
	森 民夫	長岡市長

臨時委員 9名

	安倍 徹	静岡県教育委員会教育長
	家本 賢太郎	株式会社クララオンライン代表取締役社長
	木村 孟	東京都教育委員会委員長、東京工業大学名誉教授
	白波瀬 佐和子	東京大学大学院人文社会系研究科教授
	竹原 和泉	横浜市立東山田中学校コミュニティハウス館長
	中橋 恵美子	特定非営利活動法人わははネット理事長
	丸山 伸一	報知新聞東京本社 取締役編集局長
	三町 章	全日本中学校長会会長、東京都新宿区立西早稲田中学校校長 (H24. 6. 21から)
	(大江 近	全日本中学校長会会長、東京都渋谷区立上原中学校校長 H24. 6. 20まで)
	宮本 太郎	北海道大学大学院法学研究科教授

中央教育審議会における審議の経過

平成23年6月6日（月）第77回中央教育審議会総会

文部科学大臣より中央教育審議会に第2期教育振興基本計画の策定について諮問

第4回部会：平成23年6月13日（月）

- (1) 部会長の選任等
- (2) 現行教育振興基本計画の進捗状況、我が国の教育を取り巻く諸情勢の変化、東日本大震災を踏まえた教育上の課題

※第97回大学分科会（平成23年7月1日）、第10回教員の資質能力向上特別部会（平成23年6月15日）において審議状況の報告等

第5回部会：平成23年7月4日（月）

- (1) 震災関係者からのヒアリング①（2団体、2県教育委員会、5大学等から実施）

第6回部会：平成23年7月8日（金）

- (1) 震災関係者からのヒアリング②（4団体、1県教育委員会から実施、45市町村教育委員会から書面意見）

※第57回生涯学習分科会（平成23年7月11日）、第60回スポーツ・青少年分科会（平成23年7月19日）において審議状況の報告等

第7回部会：平成23年7月21日（木）

- (1) 東日本大震災を踏まえた教育上の課題の整理
- (2) 第2期教育振興基本計画の検討の進め方等について

※第75回初等中等教育分科会（平成23年7月25日）、第98回大学分科会（平成23年7月27日）において審議状況の報告等

第8回部会：平成23年8月29日（月）

- (1) 第2期教育振興基本計画の構成等及び今後取り組むべき課題

※第76回初等中等教育分科会（平成23年9月6日）において審議状況の報告等

第9回部会：平成23年9月13日（火）

- (1) 第2期教育振興基本計画の基本的方向性とその論点例
- (2) 成果目標の在り方について

※第61回スポーツ・青少年分科会（平成23年9月13日）において審議状況の報告等

平成23年9月22日（木）第78回中央教育審議会総会

「東日本大震災を受けて教育振興基本計画の策定上留意すべき課題について」等について報告

※第59回生涯学習分科会（平成23年9月29日）、第100回大学分科会（平成23年10月4日）において審議状況の報告等

第10回部会：平成23年10月6日（木）

- (1) 第2期教育振興基本計画に係る有識者からのヒアリング・審議①（有識者5名から実施）

第11回部会：平成23年10月20日（木）

- (1) 第2期教育振興基本計画に係る有識者からのヒアリング・審議②（有識者5名から実施）

※第77回初等中等教育分科会（平成23年10月24日）、第63回スポーツ・青少年分科会（平成23年11月11日）において審議状況の報告等

第12回部会：平成23年11月18日（金）

- (1) 第2期教育振興基本計画の策定に向けた基本的な考え方について①

※第60回生涯学習分科会（平成23年11月28日）、第101回大学分科会（平成23年12月1日）において審議状況の報告等

第13回部会：平成23年12月9日（金）

- (1) 各分科会等からの審議状況の報告
(2) 第2期教育振興基本計画の策定に向けた基本的な考え方について②

※第61・62回生涯学習分科会（平成23年12月19日、平成24年2月13日）において審議状況の報告等

平成24年2月17日（金）第79回中央教育審議会総会

「第2期教育振興基本計画の策定に向けた基本的な考え方」について報告

第14回部会：平成24年2月24日（金）

- (1) 第2期教育振興基本計画に係る関係団体からのヒアリング①（12団体から実施、19団体から書面意見）

第15回部会：平成24年3月26日（月）

- (1) 第2期教育振興基本計画に係る関係団体からのヒアリング②（11団体から実施、3団体から書面意見）

※第79回初等中等教育分科会（平成24年4月19日）において審議状況の報告等

第16回部会：平成24年4月25日（水）

- (1) 第2期教育振興基本計画に係る関係団体からのヒアリング③（2団体から実施）
(2) 各分科会等からの審議状況報告
(3) 現行計画の進捗状況について
(4) 成果目標・成果指標作成の基本的方針について

第17回部会：平成24年5月11日（金）

- (1) 成果目標・成果指標等について

※第65回生涯学習分科会（平成24年5月18日）、第105回大学分科会（平成24年5月29日）において審議状況の報告等

第18回部会：平成24年6月21日（木）

- (1) 基本施策推進に関する基本的考え方（案）について

※第66回生涯学習分科会（平成24年7月13日）、第80回初等中等教育分科会（平成24年7月18日）、第107回大学分科会（平成24年7月3日）、第67回スポーツ・青少年分科会（平成24年7月6日）において審議状況の報告等

第19回部会：平成24年7月25日（水）

- (1) 審議経過報告（素案）について

※第67回生涯学習分科会（平成24年8月9日）において審議状況の報告等

第20回部会：平成24年8月24日（金）

- (1) 審議経過報告（案）について

平成24年8月28日（火）第82回中央教育審議会総会

「第2期教育振興基本計画について（審議経過報告）」を報告

第21回部会：平成24年9月24日（月）

- (1) 第2期教育振興基本計画に係る関係団体からのヒアリング（1）（24団体から実施、11団体から書面意見）

第22回部会：平成24年10月22日（月）

- (1) 第2期教育振興基本計画に係る関係団体からのヒアリング（2）（8団体から実施、6団体から書面意見）
(2) 教育投資について

※第110回大学分科会（平成24年10月29日）において審議状況の報告等

第23回部会：平成24年11月16日（金）

- (1) 教育投資について

※第111回大学分科会（平成24年11月27日）、第69回生涯学習分科会（平成24年12月10日）、第68回スポーツ・青少年分科会（平成24年12月11日）において審議状況の報告等

第24回部会：平成25年1月18日（金）

- (1) 第2期教育振興基本計画について

※第69回生涯学習分科会（平成24年12月10日）、第82回初等中等教育分科会（平成25年1月17日）において審議状況の報告等

第25回部会：平成25年3月18日（月）

- (1) 部会長の選任等について
(2) 第2期教育振興基本計画（答申（素案））について

※第70回生涯学習分科会（平成25年3月29日）、第83回初等中等教育分科会（平成25年4月3日）、第113回大学分科会（平成25年4月4日）において審議状況の報告等

第26回部会：平成25年4月18日（木）

- (1) 第2期教育振興基本計画について（答申）（案）

平成25年4月25日（木）第85回中央教育審議会総会

「第2期教育振興基本計画について（答申）」を取りまとめ

各地方公共団体の教育振興基本計画の策定状況(平成24年3月現在)

平成24年度3月31日までに基本計画を策定済みと回答した地方公共団体 (43都道府県、18政令指定都市、27中核市)
<p>【都道府県】 北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県</p> <p>【政令指定都市】 札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、川崎市、横浜市、相模原市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、広島市、北九州市、福岡市</p> <p>【中核市】 旭川市、盛岡市、郡山市、前橋市、川越市、船橋市、柏市、横須賀市、長野市、岐阜市、豊田市、豊橋市、大津市、東大阪市、姫路市、奈良市、西宮市、倉敷市、下関市、高松市、松山市、久留米市、長崎市、熊本市、大分市、宮崎市、鹿児島市</p>
今後、既存の計画の見直しまたは、新たに計画の策定を予定していると回答した都道府県・政令指定都市
<p>(1) 新たに計画を策定する予定 (2県、1市) 富山県、奈良県、岡山市</p> <p>(2) 既存の計画を見直す予定 (1府) 大阪府</p>
未定または検討中と回答した都道府県・政令指定都市 (1県)
佐賀県
全国の市区町村の策定状況 (都道府県・政令指定都市を除く1720市区町村対象)
<p>基本計画を策定済み 898 (52.2%)</p> <p>今後新たに基本計画を策定する、または他の計画の見直しにより策定を予定 241 (14.0%)</p> <p>未定または検討中 581 (33.8%)</p>

教育基本法（平成十八年法律第二百十号）

我々日本国民は、たゆまぬ努力によって築いてきた民主的で文化的な国家を更に発展させるとともに、世界の平和と人類の福祉の向上に貢献することを願うものである。

我々は、この理想を実現するため、個人の尊厳を重んじ、真理と正義を希求し、公共の精神を尊び、豊かな人間性と創造性を備えた人間の育成を期するとともに、伝統を継承し、新しい文化の創造を目指す教育を推進する。

ここに、我々は、日本国憲法の精神にのっとり、我が国の未来を切り拓く教育の基本を確立し、その振興を図るため、この法律を制定する。

前文

第一章 教育の目的及び理念（第一条―第四条）

第二章 教育の実施に関する基本（第五条―第十五条）

第三章 教育行政（第十六条・第十七条）

第四章 法令の制定（第十八条）

附則

第一章 教育の目的及び理念

（教育の目的）

第一条 教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。

（教育の目標）

第二条 教育は、その目的を実現するため、学問の自由を尊重しつつ、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

一 幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと。

二 個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと。

三 正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。

四 生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと。

五 伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。

（生涯学習の理念）

第三条 国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。

（教育の機会均等）

第四条 すべて国民は、ひとしく、その能力に応じた教育を受ける機会を与えられなければならない。人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によって、教育上差別されない。

2 国及び地方公共団体は、障害のある者が、その障害の状態に応じ、十分な教育を受けられるよう、教育上必要な支援を講じなければならない。

3 国及び地方公共団体は、能力があるにもかかわらず、経済的

理由によって修学が困難な者に対して、奨学の措置を講じなければならぬ。

第二章 教育の実施に関する基本

(義務教育)

第五条 国民は、その保護する子に、別に法律で定めるところにより、普通教育を受けさせる義務を負う。

2 義務教育として行われる普通教育は、各個人の有する能力を伸ばしつつ社会において自立的に生きる基礎を培い、また、国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養うことを目的として行われるものとする。

3 国及び地方公共団体は、義務教育の機会を保障し、その水準を確保するため、適切な役割分担及び相互の協力の下、その実施に責任を負う。

4 国又は地方公共団体の設置する学校における義務教育については、授業料を徴収しない。

(学校教育)

第六条 法律に定める学校は、公の性質を有するものであって、国、地方公共団体及び法律に定める法人のみが、これを設置することができる。

2 前項の学校においては、教育の目標が達成されるよう、教育を受ける者の心身の発達に応じて、体系的な教育が組織的に行われなければならない。この場合において、教育を受ける者が、学校生活を営む上で必要な規律を重んずるとともに、自ら進んで学習に取り組む意欲を高めることを重視して行われなければならない。

(大学)

第七条 大学は、学術の中心として、高い教養と専門的能力を培うとともに、深く真理を探究して新たな知見を創造し、これらの成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。

2 大学については、自主性、自律性その他の大学における教育及び研究の特性が尊重されなければならない。

(私立学校)

第八条 私立学校の有する公の性質及び学校教育において果たす重要な役割にかんがみ、国及び地方公共団体は、その自主性を尊重しつつ、助成その他の適当な方法によって私立学校教育の振興に努めなければならない。

(教員)

第九条 法律に定める学校の教員は、自己の崇高な使命を深く自覚し、絶えず研究と修養に励み、その職責の遂行に努めなければならない。

2 前項の教員については、その使命と職責の重要性にかんがみ、その身分は尊重され、待遇の適正が期せられるとともに、養成と研修の充実が図られなければならない。

(家庭教育)

第十条 父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、家庭教育の自主性を尊重しつつ、保護者に対する学習の機会及び情報の提供その他の家庭教育を支援するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(幼児期の教育)

第十一条 幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることにかんがみ、国及び地方公共団体は、幼児の健やかな成長に資する良好な環境の整備その他適当な方法によって、その振興に努めなければならない。

(社会教育)

第十二条 個人の要望や社会の要請にこたえ、社会において行われる教育は、国及び地方公共団体によって奨励されなければならない。

2 国及び地方公共団体は、図書館、博物館、公民館その他の社会教育施設の設置、学校の施設の利用、学習の機会及び情報の提供その他の適当な方法によって社会教育の振興に努めなければならない。

(学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力)

第十三条 学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協力を努めるものとする。

(政治教育)

第十四条 良識ある公民として必要な政治的教養は、教育上尊重されなければならない。

2 法律に定める学校は、特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他政治的活動をしてはならない。

(宗教教育)

第十五条 宗教に関する寛容の態度、宗教に関する一般的な教養及び宗教の社会生活における地位は、教育上尊重されなければならない。

2 国及び地方公共団体が設置する学校は、特定の宗教のための宗教教育その他宗教的活動をしてはならない。

第三章 教育行政

(教育行政)

第十六条 教育は、不当な支配に服することなく、この法律及び他の法律の定めるところにより行われるべきものであり、教育行政は、国と地方公共団体との適切な役割分担及び相互の協力の下、公正かつ適正に行われなければならない。

2 国は、全国的な教育の機会均等と教育水準の維持向上を図るため、教育に関する施策を総合的に策定し、実施しなければならない。

3 地方公共団体は、その地域における教育の振興を図るため、その実情に応じた教育に関する施策を策定し、実施しなければならない。

4 国及び地方公共団体は、教育が円滑かつ継続的に実施されるよう、必要な財政上の措置を講じなければならない。

(教育振興基本計画)

第十七条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

第四章 法令の制定

第十八条 この法律に規定する諸条項を実施するため、必要な法令が制定されなければならない。

